

いじめ発生時の対応マニュアル（中能生小学校）

いじめ発生（疑いも含む）の情報の受信（子ども、職員、保護者、地域住民等から）

受けつけた職員 → 生活指導主任 → 校長、教頭

いじめ対策委員会①開催：（校長、教頭、生活指導主任部員、部員、該当担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭）

- ① 現時点での事態の把握（情報共有）
- ② 事実確認や外部対応の役割分担（その日のうちに早急に）
 - ・被害児童への聴き取りと心のケア・・・担任、養護教諭
 - ・加害児童への聴き取り・・・・・・・・担任（または生徒指導部員）、教頭
 - ・通報者や目撃児童等からの聴き取り・・・生徒指導部員か隣接学年担任

※必要に応じて全職員招集し情報共有

いじめ対策委員会②開催：（校長、教頭、生活指導主任、部員、該当担任、養護教諭）

- ① 聴き取りの擦り合わせによる事実確認（情報共有）
- ② 教育委員会へ一報（その日のうちに電話で市教委担当へ）・・・校長または教頭
- ③ 教育委員会担当主事、カウンセラー等からの指導・助言を仰ぐ。・・・校長または教頭
- ④ 被害児童保護者への報告と謝罪（当日、遅くても翌日に家庭訪問）・・・担任、生活指導主任か教頭
- ⑤ 加害児童保護者への報告と助言（当日、遅くても翌日に家庭訪問）・・・担任、生活指導主任か教頭

※家庭訪問後、状況を校長に報告、市教委担当へ電話で経過報告。
 ※保護者へは、毎日、状況を報告。（担任、または代わる者）

拡大いじめ対策委員会③開催：（全職員）

- ① 家庭訪問時の状況報告とその他の情報の共有
- ② 教育委員会へ一報（電話で市教委担当へ）・・・校長または教頭
- ③ 関係学年児童全体への再発防止指導内容検討
 ・・・・当該学級での指導（担任と生活指導主任や管理職とのTT等）
- ④ 他学年児童への再発防止指導内容検討・・・学級担任 ③、④は、場合により全体指導
- ⑤ 保護者会の開催の可否について検討

全職員で、当該児童だけでなく全児童の状況把握と情報共有

※「一定の解消」まで、いじめ対策委員会をこまめに開催する。

いじめ対策委員会④開催：保護者会の開催関連

- ・PTA 会長、学年委員長への連絡・・・教頭
 - ・日時、会場の通知・・・担任・生活指導主任
 - ・参加は、管理職、生活指導主任、担任
- ※終了後、市教委担当に、電話で状況を報告

いじめ対策委員会⑤開催：「一定の解消」を確認

- ① 学校だより等で、いじめ防止に関する記事掲載。
- ② 市教委へ所定の様式により、解消まで、毎月報告。（生活指導主任）